

|       |   |       |              |
|-------|---|-------|--------------|
| 番 号   | 陳 情 第 8 号   | 受理年月日 | 令 3 . 8 . 17 |
| 件 名   | 「川内原発 20 年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論及び住民への情報提供を求めることについて |       |              |
| 結 果   | 令和 4 . 3 . 22 第 1 回定例会で不採択                            |       |              |
| 付託委員会 | 防災福祉こども委員会  |       |              |

(委員会における審査経過)

本件は、鹿児島市議会において、「川内原発 20 年運転延長」に伴う課題の調査・研究を早急に開始し、議会での議論及び住民への情報提供に取り組むよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方等について伺ったところ、九州電力においては、川内原発の 20 年運転延長に関連し、令和 3 年 10 月 14 日に「運転延長の可否を判断するための特別点検を実施したい」と表明され、同月 18 日から 1 号機の特別点検を実施しており、運転期間延長認可申請については、「今後、特別点検を行い、その結果等を踏まえた上で判断する予定」としていることから、今後とも九州電力の対応を注視していきたいと考えている。また、特別点検の結果内容については、「運転期間延長申請の可否判断の公表に合わせて公表することを検討したい」とのことであり、本市としては、鹿児島市民への情報提供等については、基本的には九州電力において取り組まれるものと考えている。

なお、県においては、原子力安全・避難計画等防災専門委員会に、川内原発の運転期間延長に関し、科学的・技術的検証を行うための分科会を新たに設置し、3 年 1 月 20 日に第 1 回分科会が開催されたところである。本市は、UPZ 圏内の市町として同分科会にオブザーバー参加しているが、同分科会における議論の内容については、県において鹿児島市民を含めた県民に対し、情報提供されるものと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「1 点目に、20 年運転延長について、住民は大変不安に思っており、市長も運転期間については 40 年が望ましいという姿勢ではあるが、いよいよ住民同意の結論を出していく段階に入っている中で、知事は、原発に批判的な意見を持つ専門家を 1 名ではあるが、県の専門委員会の特別委員として任命し、分科会を開催した。今後、専門家の方々が、原発の老朽化による問題点や課題を指摘されると考えるが、当局は県の専門委員会にオブザーバー参加しているものの、市民への情報提供は行わないという姿勢であり、市民は何が問題であるのか分からないことから、本市議会が住民に必要な情報を提供することが必要であると考えること。2 点目に、避難計画が実効性ある計画かどうか検証が必要であると考えますが、当局は市民の安全性を確保するため、避難計画などについて必要な見直しを行っていく姿勢であった。この陳情は、20 年運転延長の賛否を問うものではなく、20 年運転延長に伴う課題について調査・研究を進め、不安を抱える市民へ課題の提供や情報提供を求めているものであり、市民にとって大変重要なことであると考えること。以上のような理由から、本件については採択したい。」という意見、「川内原発の 20 年運転延長については、非常に技術的かつ専

門的な問題であり、調査権限のない本市議会が、住民に対して、正確な情報提供を行うことは困難であると思料することから、本件については不採択としたい。」という意見、「今回の特別点検は、原子炉容器点検、原子炉格納容器点検及びコンクリート構造物点検など、かなり高い専門性や科学的、技術的な知見を踏まえての点検であること、また、既に県の原子力安全・避難計画等防災専門委員会に設置された分科会において、学識経験者等による検証のための議論が開始されたことを踏まえると、本市議会として調査・研究等を行うことについては限界があると考えることから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。